

◆ 上島 先月、アメリカの有力信用格付会社のS&Pは、際限ない国債発行の現状と、その改善姿勢が見られない状況、そして金融機関の不良債権処理の大幅なおくれなどを理由に、日本の国際の格付をトリプルAからダブルAプラスに一段格下げをいたしました。同じく有力格付会社のムーディーズは、昨年既に格下げをしています。

格付は、債権などの元本と支払いの安全の度合いを示したもので、発行条件や売れ行きなどを左右するほど重要なものになっております。格付が下がったということは、日本が予定どおり元本及び利息を支払う能力が低下したことであり、場合によっては債務不履行のリスクさえあるということで、これは国レベルの財政問題ではなく、株式市場への影響や為替相場への影響、そして当然世田谷区にも影響してくる問題となります。

財政投融资改革、起債協議制への移行、会計ビッグバンの導入など、環境の変化をかんがみれば、これから世田谷区が起債を円滑に、かつ有利に起こしていくには、財務能力はもちろん、経営的能力、リーダーシップなどの総合的な力をつけ、さらに金融商品として魅力ある地方債を創造することが必要になってくると私は思います。

それでは、それぞれの変化の影響について質問していきたいと思っております。まず財政投融资改革ですが、地方公共団体が起債を起こすときは、今まで二種類ございまして、一つは財務省の資金運用部資金、いわゆる政府資金であり、もう一つは、自治体に関係の深い銀行や共済組合などが引き受ける縁故資金でありました。新しい財政投融资の制度はことしの四月からとなりますが、このことにより政府資金が制約され、縁故債の比率が上がり、同時に民間からの資金調達が増大されると考えますが、今後はどのような変化が予測されるとお考えか、お教えください。

次に、平成十八年度に予定されている地方債発行の許可制から協議制への移行についてであります。従来、地方債の発行は国または都道府県の許可が必要で、これは自治法第二百五十条に規定され、「当分の間、政令で定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。」とうたわれ、その「当分の間」が戦後長らく続き、今回の地方分権一括法により自治体の財政的自主権への制約が解かれたのであります。みずからの裁量で起債できることは、地方分権下における自己責任の確立といった点から大変重要なことでございますが、その中には、既に平成十二年度から財政の優良な自治体など、前倒しで協議制に移行しているところもあれば、赤字団体や起債制限比率の高い団体などは、平成十八年度以降も国の許可を受けなければならないところもあり、その格差は既に出ております。その背景にある自治体ごとのリスクが金融市場に自治体間の信用度の格差を生ずることが予想されます。

そこで質問ですが、今後の地方債を取り巻く変化をどのようにお考えになるか。また、世田谷区はその中でどのような位置にあるとお考えか、お答えください。

そして、会計ビッグバンによる新会計基準の影響についてでございます。地方債などの有価証券は資本勘定として計上される中で、金融商品の時価会計の導入により、原価法から時価法に変わることとなります。現状のままの地方債では利回りが低い上、売りに出せば原価割れをするなど、金融商品としての魅力が全くなく、取得すると同時に発生する財務諸表上の含み損やリスク管理上の障害など、幾つかの問題点が顕在化することが懸念されます。

地方債の発行条件は、慣行上、政府保証債に準じて決定される東京都債を基準に、一律横並びのものとなっておりますが、実際には市場レートと引き受けレートとの間に格差が生じています。金融機関が現在大変な状況にあることは周知のところでございますが、金融機関は今後地方債をこれ以上引き受けたくないのが本音であると聞きます。地域のリーディングバンクとして地域経

済、地域社会と深い関係にある地方銀行であっても、市場からの圧力が高まる中で、今後引き受け金融機関によっては従来どおりの引き受けが困難になることが十分に予想されます。今後有利に、スムーズに地方債を発行していくためにも、いま一度、金融商品として市場に無理なく通用するものへの見直しをしていくことが必要と考えますが、どのようにお考えか、お答えください。

地方分権という大きな流れの中で、以上のような改革や変化が複合的に起こるとき、まさに重要な岐路になると思います。自治体として自立したご答弁を期待いたしまして、教科書問題の質問に入ります。

◎ 財務部長 私から、自立した自治体としての財務能力についてということで三点ほどご質問がありましたのでお答えします。

まず第一点目ですが、平成十三年四月からの財政投融资改革に伴いまして、政府資金と民間資金の割合が大きく変わるのではないかという部分についてご答弁申し上げます。

総務省が策定いたしました平成十三年度の地方債計画によりますと、まず、その資金区分でございますが、政府資金が四七％、民間資金が四一％、それから公営企業金融公庫が一二％という形で、十二年度とほぼその構成比は変わっておりません。

それから次に、貸付金利でございますが、十二年度までは貸付期間にかかわらず、十年物の国債を基準といたしまして固定金利で来ていたわけですが、十三年度以降につきましては、その貸付期間を考慮いたしまして、市場に出回っております国債を基準とする。それから、従来の固定金利方式に加えまして、金利の変更も新たに設けられました。このため、十三年度の当初予算の起債の部分につきましては、ただし書きでその旨つけ加えさせていただいたところでございます。

財政投融资計画につきましては、改革後も国が運用していくものでございますので、今後の運用状況につきまして、引き続き注意深く見守っていく必要があるというふうに思っております。

それから二点目でございますが、自治体ごとの信用格付が出た場合、どう対応するのかという部分でございます。仮に地方債の信用格付が出てきた場合につきましては、全国三千自治体以上ある、かなり信用の格付の差が出てくると思います。そうしますと、信用力が低い自治体につきましては、民間から資金が借り入れられないというような事態が起こってくるというふうに思っております。

それから、地方債の格付については私は具体的に承知しておりませんが、今後格付が出てきて、仮に世田谷区独自で起債を発行したというふうな形を想定いたしますと、世田谷区の場合ですと、行政評価とか、それから行政サービス度、これは各新聞社だとか調査機関が調査している部分につきましてはかなり評価が高いと思っておりますが、事地方債に関しましては、起債の現在高、経常収支比率、それから公債費比率部分につきましてはかなり高目でございますので、評価としてはそんなに高い評価はいただけないんじゃないかなというふうに思います。

ただ、今後やはりこの部分につきましては、起債の残高を一千億台から九百億台というんですかね。それから、経常収支比率につきましても七〇％台、それから公債比率につきましても、一けた台にするということがやはり世田谷区の信用力を高めるといふふうになると思いますので、今後も財政の構造改革を推進いたしまして、改善をしていきたいというふうに思います。

それから三点目でございますが、縁故債の魅力ある商品の開発ということでございます。縁故資金を発行いたしまして市場から借り入れる資金につきましては、先ほども言いましたとおり、地方債計画の中で四割を占めます貴重な資金源であるわけです。このところが、国債の大量発行によりまして地方債も影響が出てきていまして、地方債の流通性だとか信用性につきまして今問題となっているというふうに私聞いております。それから、ご質問の中にもありましたとおり、金融機関の会

計制度が時価評価という形で段階的に取り入れられるということでございますので、地方債の発行の見直しだとか発行規模の大型化、この辺につきましてももう少し魅力ある商品にせよという形で、市場の方から強い要望が出ているというふうに聞いております。

そこで、現在の特別区債でございますが、今後もそのようなことになると思いますので、やはり見直しが必要だろうというふうに思っております。現在、特別区の財政課長会の中で検討会を立ち上げまして、その中で今後の特別区債をどうするんだというような形で検討会を立ち上げております。具体的に言いますと、償還期限の多様化だとか、それから元利の一括償還、この辺につきまして多方面から研究いたしまして、やはり特別区債の商品性を今後高めていくというふうな形で検討しているところでございます。

以上でございます。

◆ 上島 ペイオフとの関連などを考えますと、財務能力のお話ですが、大変高度な判断が必要になってくると私は思います。そういう中で、そういう能力と体制づくりというものをぜひ頑張りたいと思います。先ほど課長会とかの話がありましたが、二十三区でも財政の取り組みについて、これだけ違いのある二十三区が一体となって、こういう起債に関しても考えていくという、そういうことに私は、ほかのことでも一緒なんですけど、二十三区が何でも一緒にやっていくということにちょっと私は抵抗がありますので、ぜひともこの財務能力についても、区としての能力をつけていきたいというふうに思います。